

年金給付の経過措置一覧(令和 4 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金 経過的 寡婦加算額 (注1)	
	資格 期間	被用 年金の 加入 期間	厚年 の中 高加入 期間	加入 可能 年数	配偶者 の振替 加算の 乗率	配偶者 の振替 加算額 (年額) (注1)	定額 部分の 振替	定額部分の参考単価 単価×読替率 (注3)	報酬比例部分の乗率 (1,000分の)		(男子) 支給開 始年齢		(女子) 支給開 始年齢			配偶者 の加給 年金額 (年額) (含特別 加算) (注2)
								単価 1,621円	総報酬制前	総報酬制後	報酬 比例 部分	定額 部分	報酬 比例 部分	定額 部分		
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。														583,400円	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	223,800円	1.875	3,039円	9,500	7,308	60歳	55歳	223,800円	583,400円		
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	217,757円	1.817	2,945円	9,367	7,205	〃	〃	〃	553,485円		
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	211,939円	1.761	2,855円	9,234	7,103	〃	〃	〃	525,785円		
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	205,896円	1.707	2,767円	9,101	7,001	〃	〃	〃	500,064円		
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	199,853円	1.654	2,681円	8,968	6,898	〃	〃	〃	476,117円		
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	194,035円	1.603	2,598円	8,845	6,804	〃	〃	〃	453,767円		
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	187,992円	1.553	2,517円	8,712	6,702	〃	56歳	〃	432,858円		
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	181,949円	1.505	2,440円	8,588	6,606	〃	〃	〃	413,256円		
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	176,131円	1.458	2,363円	8,465	6,512	〃	57歳	256,900円	394,842円		
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	170,088円	1.413	2,290円	8,351	6,424	〃	〃	〃	377,512円		
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	164,045円	1.369	2,219円	8,227	6,328	〃	58歳	〃	361,171円		
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	158,227円	1.327	2,151円	8,113	6,241	〃	〃	〃	345,739円		
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	152,184円	1.286	2,085円	7,990	6,146	〃	59歳	〃	331,141円		
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	146,141円	1.246	2,020円	7,876	6,058	〃	〃	〃	317,311円		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	140,323円	1.208	1,958円	7,771	5,978	〃	60歳	289,800円	304,190円		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	134,280円	1.170	1,897円	7,657	5,890	60歳	61歳	〃	322,900円	291,725円	
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	128,237円	1.134	1,838円	7,543	5,802	〃	〃	〃	355,900円	272,280円	
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	122,419円	1.099	1,781円	7,439	5,722	〃	62歳	〃	388,900円	252,835円	
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	116,376円	1.065	1,726円	7,334	5,642	〃	〃	〃	〃	233,390円	
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	110,333円	1.032	1,673円	7,230	5,562	〃	63歳	〃	〃	213,945円	
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	104,515円	1.000	1,621円	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	〃	194,500円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	98,472円	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	175,055円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	92,429円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	155,610円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	86,611円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	136,165円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	80,568円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	63歳	〃	116,720円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	74,525円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	97,275円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	68,707円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	64歳	〃	77,830円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	62,664円	〃	〃	〃	〃	61歳	—	〃	〃	〃	58,385円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	56,621円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	38,940円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	50,803円	〃	〃	〃	〃	62歳	—	〃	—	〃	19,495円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	44,760円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	38,717円	〃	〃	〃	〃	63歳	—	〃	—	〃	—
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	32,899円	〃	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	—
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	26,856円	〃	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—	〃	—
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	20,813円	〃	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	—
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	14,995円	〃	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—	〃	—
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	14,995円	〃	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	—
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	14,995円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	14,995円	〃	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	—
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	14,995円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	—

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢のみです。

(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。

(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。

単価1,621円は平成16年改正後の額1,628円に改定率(令和4年度は0.996)を乗じた額。